藤枝市有害鳥獣減容化施設維持管理業務委託仕様書

１）目的

この業務は、藤枝市有害鳥獣減容化施設が地域住民や近隣企業にとって安心・安全な施設と認識してもらうために、安全・衛生的に使用し管理することを目的とする。

２）業務の内容及び業務場所

〇有害鳥獣投入業務

持ち込まれた有害鳥獣（イノシシ等）を減容化処理装置へ投入する。又は冷蔵庫へ搬入する。

〇捕獲個体受付・報告

持ち込まれた有害鳥獣（イノシシ等）について受付簿への記入及び写真撮影。

〇施設清掃業務

建屋内の清掃業務。施設周辺の草刈り業務。脱臭装置配管清掃業務。

〇脱臭水交換業務

脱臭装置の水を交換。

〇業務場所

藤枝市花倉４８８－８（藤枝市有害鳥獣減容化施設）

３）業務の回数

〇作業委託日

月・水・金・日曜日（年末年始は閉所）※祝日の場合は、その前日又は後日。

月：９時～１３時

水・金：１３時～１７時

日：９時～１３時（４月～１０月）

※詳細は別紙カレンダーのとおり

〇有害鳥獣投入処理・受付業務

作業委託日（施設開所日）に搬入の都度

〇施設清掃業務

作業委託日（施設開所日）にその都度

草刈り業務については、雑草が伸びてきた都度

〇脱臭水交換業務

週に１～２回

４）受付報告

次週の作業最終日までに、週ごとの「記録簿」「受付簿」「作業日誌」「撮影写真」をデータで農林基盤整備課まで提出。